

# 「保育所等訪問支援」重要事項説明書

社会福祉法人 宇治福祉園  
保育所等訪問支援 みんなのき ちゃお  
当事業所は京都府の指定を受けています。  
(京都府指定 2651200012)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

本事業所では、利用者に対して必要な児童福祉法に基づく保育所等訪問支援を適切に提供します。原則として保育所等訪問支援の支給決定を受けた方が対象となります。

## 1. 事業者

名 称	社会福祉法人 宇治福祉園
所 在 地	京都府宇治市菟道荒槇37
電 話 番 号	0774-23-6559
代 表 者 氏 名	理事長 杉本 一久
設 立 年 月	昭和48年 5月 31日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	保育所等訪問支援 平成27年 7月10日指定 京都府 2651200012号
事業の目的	保育所等訪問支援の提供
事業所の名称	保育所等訪問支援 みんなのき ちゃお
事業所の所在地	京都府宇治市菟道荒槇37
電 話 番 号	0774-23-6559
管 理 者 氏 名	海老原 弘行
事業所の運営方針	利用者が集団生活に適應することができるよう、本人に専門的な支援を行うとともに、訪問先施設の保育士等に対し、配慮を要する子どもに対する支援方法等の指導を行う。
開 設 年 月	平成27年 7月10日
事業者が行なっている他の業務	児童発達支援・放課後等デイサービス 障害児相談支援

### 3. 事業実施地域

主な事業の実施地	京都府宇治市
----------	--------

### 4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
営業時間	9時30分～13時30分
サービス提供時間帯	10時00分～12時00分

### 5. 職員の体制

<各サービス提供時間帯の職員体制>※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	兼務
1. 管理者	1名	訪問支援員と兼務
2. 児童発達支援管理責任者	1名	訪問支援員と兼務
3. 訪問支援員	5名	5名

### 6. 当事業所の施設設備の概要

当事業所の施設設備の概要は以下のとおりです。

機能訓練室	1室	観察室	1室
日常動作訓練室	1室	職員室（事務室）	1室
相談室	1室	保護者室	1室

### 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

#### (1) 「保育所等訪問支援計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「保育所等訪問支援計画」を定めて、サービスを提供します。「保育所等訪問支援計画」は、市町村が決定した通所給付費の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「保育所等訪問支援計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

#### (2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常、サービス利用料金の9割が通所給付費の対象となります。事業者が通所給付費を代理受領する場合には、利用者の保護者は、利用者負担金としてサービス利用料金の1割を事業者にお支払いいただきます。

#### <利用者負担額の上限等について>

☆ 1 か月あたりの利用者負担額については、利用者が属する世帯の収入・資産に応じて月額上限額が設定され、それを超えて負担する必要はありません。

詳しくは、お住まいの市町村役場の障害福祉担当課にお問い合わせ下さい。

(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する費用のうちご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は、通所支援費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（2）及び（3）の料金・費用は、ひと月の利用日数から算出し、所定のアプリケーションにて請求いたしますので、請求連絡を受信され次第、速やかにお支払い下さい。

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条、11条、12条参照）

①利用予定日の前に、保育所等訪問支援計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には利用予定日の実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

②市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

③サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

(6) 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

## 8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていた支援の実施ができない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(2) 受給者証の確認

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」「障害程度区分」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせ下さい。また、本事業所従事者より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示下さいますようお願いいたします。

## 9. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、保育所等訪問支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第7条参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります）。

## 10. 損害賠償保険への加入（契約書第8条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：東京海上日動  
保 険 名：介護サービス 事業者賠償責任保険

## 11. 守秘義務について

当事業所及び職員は、サービスを提供するにあたり知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

## 12. 苦情の受付について（契約書第13条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞児童発達支援管理責任者 武藤 沙江子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：30～13：00

### （2）行政機関その他苦情受付機関

京都府社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	所在地	：京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町 375 ハートピア京都 5F.
	電話番号	：075-252-2152
	FAX	：075-212-2450
	受付時間	：午前9時～午後4時迄 （FAXは24時間可）

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第81号（平成14年6月13日）第10条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

### <付則>

この改正は令和3年4月1日より施行する。

### <付則>

この改正は令和6年4月1日より、4. 営業時間、12. 苦情の受付について(契約書第13条参照)(1) 一部変更、施行する。

### <付則>

この改定は令和7年4月1日より、4 営業時間、5 職員の体制 一部変更、施行する。

### <付則>

この改定は令和8年4月1日より、7. 当事業所が提供するサービスと利用料金 10. 損害賠償保険への加入 一部変更、施行する。